

東京大学東洋文化研究所新世代アジア研究部門准教授または講師

東京大学東洋文化研究所は、地域・分野横断的な卓越したアジア研究を推進し、同所の新世代アジア研究部門を強化するために、准教授または専任講師を 2026 年 4 月から採用する予定である。

この採用人事には特定の研究対象地域またはディシプリン上の要件を設けないが、応募者は応募時点でアジア研究または関連分野において博士号を取得している必要がある。加えて、応募者には以下の業務と能力を求める。

職名及び人数	准教授または講師 1 名
採用予定日	令和 8 年 4 月 1 日（採用日については相談可）
任期	なし
試用期間	採用された日から 6 ヶ月間
就業場所	東京大学東洋文化研究所（東京都文京区本郷 7-3-1） ※変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられるることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
業務内容	1) アジア地域に関する革新的な研究に従事する。 2) 学部および大学院において英語で授業と研究指導を行う。 3) その他、大学教員として責任を持つべき業務を日本語で行う。 ※変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第 4 条による。）
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1 日 7 時間 45 分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了 40 万円／月～、年収：6,190,000 円～9,420,000 円 諸手当、賞与（年 2 回）、通勤手当（原則 55,000 円／月まで）の他、本学の定めるところによる。あくまで概算年収であり、着任時の年齢・実績により変動があり得る。
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	〔応募に必要な学歴・学位〕博士号取得者 1) アジアの複数の国または地域に関する卓越した研究業績を有し、その地域の言語を使いこなし、従来の地域研究を超えた革新的で分野横断的な研究を実施する能力。 2) 単著書 1 冊以上もしくは質・量ともにそれに相当する学術論文を公刊（または公刊を確定）していること。 3) 学部と大学院において英語で授業および研究指導を行う能力。 4) 東京大学の教員が責任を持つ業務を日本語で円滑に行う能力。

提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴書（応募者の連絡先情報を含む）。 2. 業績リスト（著書・論文、口頭発表、担当した授業、および申請者が研究代表者として獲得した外部資金や競争的研究資金の獲得歴等を含む）。 3. 著書・論文など、3点の代表的な著作のPDFファイルあるいは原本またはその写し。それぞれに日本語なら800字、英語なら400ワード前後の要約を付すること。 4. 博士学位証明書の写し。 5. 推薦状2通。 6. 今後5年間の研究計画の概要（英語で最大1,500ワード）。 7. 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（様式ダウンロード）。
提出方法	<p>原則として、下記の電子メールまで、添付ファイルまたはファイルのダウンロードが可能なリンクとして提出すること（メールのタイトルは「新世代アジア研究部門准教授または専任講師の申請書」とする）。但し、やむを得ない場合には現物や複写物の郵送も可。</p> <p>※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
問い合わせ先 提出先	<p>〒113-0033 東京文京区本郷7-3-1 東京大学東洋文化研究所人事選考委員会（新世代アジア研究部門准教授） メール：koubo04[at]ioc.u-tokyo.ac.jp ([at]は@に置き換えてください)</p>
応募締切	令和7年7月31日（木）必着　書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
選考・結果通知	<p>一次選考：書類審査 最終選考：オンライン面接 ※書類審査に合格した応募者には、電子メールで面接日程を連絡する。</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。